広島県報

号外

第56号

発行者　広島県
発行所　広島県総務企画部管理総室文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

規則

▽食品衛生に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……（食品衛生室）……一
▽広島県保育士修学資金貸付規則の一部を改正する規則……（家庭支援室）……二
▽ふれあいの里老人福祉センター管理運営規則を廃止する規則……（高齢者福祉室）……三
（以上県法規登載）

公安委員会規則

▽広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則……三
▽広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……三
（以上県法規登載）

公布された規則のあらまし

★ **食品衛生に関する条例施行規則等の一部を改正する規則**（規則第十三号）（食品衛生室）

一　改正の要旨

食品衛生法等の一部を改正する法律、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二　施行期日

平成十六年三月二十六日

★ **広島県保育士修学資金貸付規則の一部を改正する規則**（規則第十四号）（家庭支援室）

一　改正の要旨

児童福祉法の一部が改正され保育士資格が法定化されたことに伴い、保育士の定義規定を改めるなど必要な改正を行った。

二　施行期日

平成十六年三月二十六日

★ **ふれあいの里老人福祉センター管理運営規則を廃止する規則**（規則第十五号）（高齢者福祉室）

広島県立ふれあいの里老人福祉センターを廃止することに伴い、平成十六年四月一日にこの規則を廃止する。

規則

食品衛生に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

広島県知事　藤田雄山

広島県規則第十三号

食品衛生に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（食品衛生に関する条例施行規則の一部改正）

第一条　食品衛生に関する条例施行規則（昭和二十六年広島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十九条」を「第三十条」に改める。

（と畜場法施行細則の一部改正）

第二条　と畜場法施行細則（昭和二十八年広島県規則第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第三条　食品衛生法施行細則（昭和三十二年広島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一条の三第二項」を「第五条第二項」に改める。

第三条中「第一条の三第三項」を「第五条第三項」に改める。
第四条中「第十九条の十七第六項」を「第四十八条第八項」に改める。
第五条中「第二十条第一項又は第二項」を「第六十七条第一項又は第二項」に改める。
第六条中「第二十一条」を「第五十二条」に改める。
第九条中「第二十一条」を「第七十一条」に改める。
第十条中「第二十条の二」を「第六十八条」に改める。
第十一条中「第二十条の三又は第二十条の四」を「第六十九条又は第七十条」に改める。
第十二条中「第二十一条」を「第五十二条」に改める。
別記様式第一号及び別記様式第二号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。
別記様式第三号中「第4条の2」を「第13条」に改める。
別記様式第四号（一面）（表面）中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第22条から第24条まで」を「第54条から第56条まで」に改める。
別記様式第五号中「第21条」を「第52条」に改める。
別記様式第七号中「第21条」を「第71条」に改める。
別記様式第八号中「続柄」を「続き柄」に、「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。
別記様式第九号中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

（かきの処理をする作業場に関する条例施行規則の一部改正）

第四条　かきの処理をする作業場に関する条例施行規則（昭和三十四年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「第十九条」を「第三十条」に改める。

（広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部改正）

第五条　広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則（昭和三十五年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「第十九条」を「第三十条」に改める。

（広島県卸売市場条例施行規則の一部改正）

第六条　広島県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年広島県規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項、第七条第二項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第七条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十三条」を「第三十一条」に改める。
第十三条中「第十四条」を「第三十二条」に改める。
別記様式第十三号中「第5条第9号」を「第35条第12号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に第三条の規定による改正前の食品衛生法施行細則（以下「旧細則」という。）第六条の規定により交付されている営業許可証は、第三条の規定による改正後の食品衛生法施行細則（以下「新細則」という。）第六条の規定により交付された営業許可証とみなす。

3　この規則の施行の際現に旧細則別記様式第二号による様式で提出されている検査申請書は新細則別記様式第二号による様式によった検査申請書と、旧細則別記様式第四号による様式で提出されている営業許可申請書は新細則別記様式第四号による様式によった営業許可申請書とみなす。

4　旧細則及び第七条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則による様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、新細則及び第七条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

広島県保育士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

広島県知事　藤　田　雄　山

広島県規則第十四号

広島県保育士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県保育士修学資金貸付規則（昭和三十八年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「政令」という。）第十三条第一項各号に規定する者並びに児童福祉施設等において保育士資格を要件とする職種及び入所者の保護に直接従事する職種の」を「法第十八条の四に規定する」に改め、同条第三項中「政令第十三条第一項第一号」を「法第十八条の六第一号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

ふれあいの里老人福祉センター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

広島県知事　藤　田　雄　山

広島県規則第十五号

ふれあいの里老人福祉センター管理運営規則を廃止する規則

ふれあいの里老人福祉センター管理運営規則（昭和五十六年広島県規則第六十七号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会規則

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年３月26日

広島県公安委員会

委員長　宮　地　治　夫

広島県公安委員会規則第４号

広島県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

３　平成17年５月31日までの間は、第２条の規定にかかわらず、広島県府中警察署協議会の委員の定数を８人、広島県三次警察署協議会の委員の定数を10人とする。

附　則

この公安委員会規則は，平成16年４月１日から施行する。

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年３月26日

広島県公安委員会

委員長　宮　地　治　夫

広島県公安委員会規則第５号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「７課」を「６課」に改め，「留置管理課」を削る。

第２条の２中「３課」を「４課」に，「監察官室」を「監察官室 留置管理課」に改める。

第９条の３を削る。

第13条の４を第13条の５とし，第13条の３を第13条の４とし，第13条の２を第13条の３とし，第13条の次に次の１条を加える。

（留置管理課の分掌事務）

第13条の２　留置管理課においては、留置業務に関する事務をつかさどる。

第22条の３中第７号を第９号とし，第６号を第８号とし，第５号を第６号とし，同号の次に次の１号を加える。

⑺　拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成５年広島県条例第２号）に関すること。

第22条の３第４号中「警備課及び」を削り，同号を同条第５号とし，同条第３号の次に次の１号を加える。

⑷　警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。

第23条第２号中「並びに警備実施に関連する犯罪の捜査に関すること（地域課及び鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。）」を「に関すること」に改め，同条中第８号を削り，第９号を第８号とし，第10号から第12号までを削り，第13号を第９号とする。

第24条第１号を次のように改める。

⑴　次に掲げる警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること。

ア　外国人に係る警備情報

イ　外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に関する警備情報

第24条第２号エ中「第22条の３第４号」を「第22条の３第５号」に改め，同号に次のように加える。

オ　第22条の３第５号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号イに規定する活動に関するもの

第32条中「所管区、」の次に「第30条の規定により置かれる」を加える。

附　則

この公安委員会規則は，平成16年４月１日から施行する。